

板橋区路上生活者問題検討委員会設置要綱

(平成13年5月14日区長決定)

(令和8年4月1日一部改正)

(設置)

第1条 大都市が抱える構造的な社会問題である路上生活者問題への共通理解を図り、長期的かつ総合的な施策を協議し検討するため、板橋区路上生活者問題検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し会議を主宰する。
- 4 委員長が必要と認める時は、委員会に関係職員の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 路上生活者の実態の把握に関すること。
- (2) 路上生活者に対する就労、住宅、福祉、保健、医療など、多分野にわたる総合的な対策の検討に関すること。
- (3) 東京都、23特別区及び民間団体との連携推進に関すること。

(幹事会の設置)

第4条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会が指定する事項について、調査検討を行う。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長には、福祉部地域福祉連携課長の職にある者をもって充て、会議を統括させる。

(事務局)

第5条 委員会及び幹事会の事務局は、地域福祉連携課とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年5月14日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

政策経営部長	総務部長	区民文化部長	健康生きがい部長	板橋区保健所長
福祉部長	土木部長	教育委員会事務局次長		

別表2（第4条関係）

政策企画課長	財政課長	総務課長	契約管財課長	地域振興課長
地域保健課長	予防対策課長	板橋健康福祉センター所長		
地域福祉連携課長	板橋福祉課長	土木部管理課長	みどりと公園課長	